

丸亀で会いましょう

「島を盛り上げたい」もっと魅力的な広島を目指して

「島案内人事業」を中心となって進めてきた、平井光子さん、三野道子さん、横瀬通子さん、平井末子さんの4名のうち、お二人にお話を伺いました。

きっかけ 「広島を何とかしたい」と以前から思ってはいましたが、女性の意見を伝える機会はありませんでした。「女性の視点から広島に社会貢献できることはないか」と広島市民センターに話に行ったのがきっかけです。

離島人材育成基金助成事業を紹介してくれ、「島案内人事業」として申請しました。広島の人にも島の良さを再確認してもらい、みんなの力を借りて盛り上げていこうと島案内人養成講座を開催することにしました。歴史、食文化、広島の花崗岩についてなどの講座を6回開催し、50~60名が参加してくれました。受講者には、終了証を渡し、島案内人の活動に協力してもらっています。

養成講座を開催して 養成講座では、予想以上の収穫がありました。まず講師を務めていた大学教授と学生、島の人との間に交流が生まれ、今も続いています。

一つの出会いからどんどん発展していきました。

またある講師は、広島のことを「なごの島」「丸亀の人にも案外知られておらず、いろいろな資源や歴史を秘めている」と言い、私たちが気づかないことを教えてくれました。島を見る視点が変わり、「島歩きマップ」と「ガイドブック」の作成に活かされました。広島は、各地区が山に囲まれているため独立し、お互いに行き来をすることがほとんどありません。まずは島の人にもっと島全体のことを知ってもらいたい、今までの言い伝えや歴史を未来に残していく思いから、ガイドブックを作成しています。

お二人からは次々とアイデアが出てきます。その原動力は一体どこにあるのかを伺うと、「島が好きなこと。あと危機感もある。若い人がいないので私たちがやるしかない」、その思いが起爆剤となり、講師や家族の協力を得て、たくさんの島の人を巻き込みながらここまでできたといいます。「絵が得意な学生に絵を描いてもらったり、各地区の人に詳細を確認してもらったりしてマップはできあがった。一人では難しいが、まわりの人の助けがあればきっとできる」。島に対する思いとお二人の温かい人柄が自然とまわりの人を動かすのだと感じました。

Information

11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。この機会に「暴力は決して許さない」という認識を新たにしたいものです。

もし暴力を受けていたら、まず相談を

- 丸亀市女性相談(子育て支援課内) TEL:0877-23-2201 (月~金曜日、8:30~17:00)
- 香川県子ども女性相談センター TEL:087-835-3211 (月~土曜日、9:00~21:00)
- 緊急の場合は 110番へ



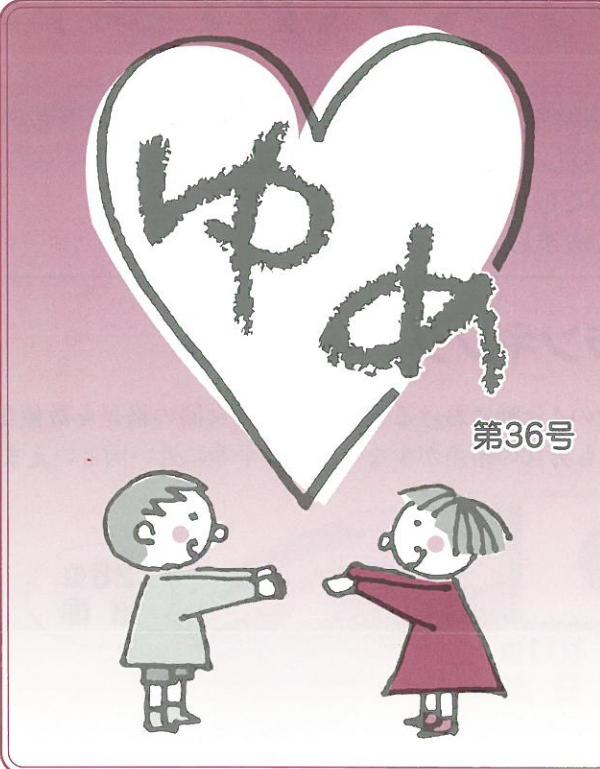
編集後記

世界から見た
日本ということで、もう一つランキングを紹介します。世界幸福度報告書では、①一人当たりの国内総生産、②社会福祉、③健康寿命、④社会的選択の自由度、⑤寛容さ、⑥汚職の無さの6項目から幸福度ランキングを作成しています。日本は④、⑤の項目が低調で53位でした。

ジェンダー・ギャップのランキングとの関連を感じてしまいました。私たちは、もっと「幸福」を求めていく必要があるのではないでしょうか。(T)

講演会開催 子どもたちの主体的な学びを創る!
~ひとり一人の探究を支える学校図書館~

- 日 時 平成28年12月4日(日) 10:00~12:00
- 場 所 生涯学習センター4階講座室1
- 講 師 足田久美子さん(岡山市立竜操中学校司書)
- 問い合わせ先 学校図書館を考える会・丸亀／溝渕(TEL:24-0892)



第36号



人権スマイルフォトコンテスト2014 優秀賞受賞作品

ダブルケアを行なう人 約25万人

**ダブルケアを行なう女性の有業者は
およそ2人に1人**

今後求められること

近年、晩婚化により、出産年齢が高齢化し、子育てと家族の介護に同時に直面する人が増えています。内閣府「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査(ポイント)」(平成28年4月)によると、ダブルケアを行なう人は、全国で約25万人いることが分かりました。

ダブルケアとは、この調査では、「ふだん育児をしている」「ふだん介護をしている」の両方を回答した人としています。

ダブルケアを行なう人は、30~40歳代に多く、就業状況を見ると、男性は93.2%が有業者であるのに対し、女性の有業者は約半数(48.6%)にとどまっています。

日本の高齢化率(65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合)は、26.0%です。(総務省「人口推計」平成26年10月より)ダブルケアはこれからますます増えていくものと考えられます。今後は、待機児童の解消、介護離職ゼロに向け、取組みを進めとともに、男性の家庭生活への参画に向けた取組みも重要な課題となっています。働きながら育児や介護ができるような働き方の改革が求められています。

平成29年
1月1日
より

育児・介護休業法[※]が改正されます!!

(※育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

今回は、介護離職を防ぐために介護休業などがより取得しやすくなるような改正が行われます。

	現 行	改 正 内 容
①介護休業の分割取得	介護を必要とする家族(対象家族)1人につき、通算93日まで原則1回取得可能	対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、分割取得可能
②介護休暇の取得単位の柔軟化	1日単位での取得	半日(所定労働時間の2分の1)単位で取得可能
③介護のための所定労働時間の短縮措置	介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能	介護休業とは別に、利用開始から3年内で2回以上の利用が可能
④介護のための所定外労働の制限(残業の免除)	なし	対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設

掲載している内容は一部です。詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。